

2 医政第 1 7 3 号  
令和 2 年 5 月 1 8 日

厚生労働大臣 様

長崎県知事 中村 法道  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症発生下における医療提供体制及び  
検査体制の現状に関する認識について (回答)

令和 2 年 5 月 14 日付け厚生労働省発健 0514 第 8 号にて照会のあった標記  
について、下記のとおり回答します。

記

(2) 医療提供体制の確保について

○本県においては、10 の感染症指定医療機関に 38 床の感染症病床があるが、  
今後感染が拡大し、病床が不足する事態に備えて、すでに県内医療機関、県  
医師会等の関係者と協議、調整を行い、感染症指定医療機関を中心に 102  
床の病床を確保している。

※ 5 月 1 5 日現在入院者 5 名 (全員コスタ・アトランティカ乗組員)

○現在、102 床の病床で対応ができなくなる事態に備えて、重症者を受け  
入れる医療機関に、長崎大学病院など 3 病院を位置づけるとともに、感染症  
指定医療機関や公立・公的医療機関等の中から中等症の患者を受入れる「入  
院専門医療機関」を、県内 8 つの医療圏ごとに指定するため、医療圏ごとに  
設置したワーキング会議などで協議、調整している。

※感染ピーク時に向けた当面の整備目標

- ・重症患者病床数＝29床（人工呼吸器、ECMO等使用患者）
- ・入院患者病床数＝874床（中等症の患者）

○今後、「入院専門医療機関」に対する人材確保対策及び財政的支援が必要であり、国における十分な支援をお願いしたい。

（3）検査体制の構築について

○本県においては、現在、1日約280件の検査が実施できる体制を整えている。今後、国の緊急経済対策などを活用し、検査体制の拡充を図る方針であり、拡充後は、1日約500件の検査を実施できる体制となる見込みである。

○令和2年5月14日に専門家会議より示された「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」においては、「新規感染者数の動向を適切に把握できるようにするとともに、次なる感染者数の拡大にもきちんと備えられるようにしておくため、検査システムを確立させておくことが求められる」との提言が示されたところであるものの、本県における検査体制は上記のとおりであり、現状においても一定の対応ができる体制を整備しており、今後さらに充実した体制を整備できるものと認識している。

○ただし、令和2年4月20日以降、長崎市の三菱重工業長崎造船所香焼工場に停泊中のクルーズ船から断続的に感染者が確認されたようなクラスターや、本県でこれまでに経験のない院内（施設内）感染、さらには大規模な市中感染がひとたび発生すると、本県の検査体制は瞬く間に逼迫することが予想されることから、国においてはさらなる検査体制の充実に向けたあらゆる支援について、引き続き強力な取組をお願いしたい。